

戸沢村子育て応援住宅 入居者募集ご案内

令和7年度版



戸沢村 建設水道課

はじめに

戸沢村は、山形県北部・最上地方に位置し、村の中央を日本三大急流の最上川が東西に貫き、古くから最上川舟運の要衝として栄えた村です。最上峡では年間を通して「最上川舟下り」が営まれ、多くの観光客で賑わう村でもあります。

交通の面では、国道47号とJR陸羽西線が最上川と並行して走り、内陸と庄内を結ぶ幹線のルートとなっており、令和6年度には地域高規格道路「新庄・酒田道路」の古口・新庄間もつながり、さらに高速ネットワークの利便性が高まりました。

このたび、戸沢村がご紹介する「戸沢村子育て応援住宅」は、民間活力を導入した良質な住宅を村が借り上げ、子育て世代の方々に、最適な環境と住居を低廉な家賃でお貸しするものです。1戸建て感覚のメゾネットタイプ住宅で、災害などに対する安全性が高く、防音や断熱性に優れ、冬に備えた消雪機能も完備した「住んでよかった」と思える住宅です。

仕事面では、最上地域の中核工業団地を有する新庄市まで20～30分圏内（新庄・古口間開通により、さらに短縮！）で移動できるなど非常に有利です。また、教育と子育てでは、小中一貫校の「戸沢学園」開校や保育所と連携した教育など、特長ある施策を行っています。さらに、生涯スポーツの推進などにより、健康づくりも充実しています。

戸沢村で、笑顔とにぎわいあふれる心豊かな暮らしを、子ども達と一緒に始めてみませんか。

戸沢村子育て応援住宅

この住宅は、民間活力導入型の住宅として、民間事業者が建設した住宅を村が借り上げ、子育て世帯に転貸する方式です。土地は、村が村有地を民間事業者に30年間無償貸付けし、住宅は30年後に民間事業者から村へ無償譲渡してもらいます。



維持管理業務

小笠原商事株式会社
山形市香澄町三丁目6番22号
積水ハウス株式会社山形支店
山形市竈田三丁目9番5号

設計・施工業務

戸沢村子育て応援住宅 入居者募集

全戸数 15戸（長屋造3棟：A棟5戸・B棟5戸・C棟5戸）
申込期間 随時
（午前8時30分～午後5時15分）
申込方法 4ページ **2 入居申込方法** をご覧頂き、持参又は郵送にてお申し込みください。
申込先 山形県最上郡戸沢村大字古口270
戸沢村建設水道課 建設係
TEL: 0233-72-2547

◆戸沢村子育て応援住宅 入居者相談

住宅の入居者相談を希望される方は、下記にご連絡ください。
（氏名・住所・連絡先をお知らせ下さい。）

◇連絡先 戸沢村建設水道課
TEL: 0233-72-2547
E-mail: kikaku@vill.tozawa.yamagata.jp
kensetsusuido@vill.tozawa.yamagata.jp

◆日 時 平日（随時相談に応じます）
午前9時00分～午後5時00分まで
（昼休み時間を除く）

■申し込みをされた方の希望する住宅（棟・号）が複数となった場合は、抽選により入居者を決定します。

位置図



1 入居者の資格

子育て応援住宅に入居することができる方は、入居対象（1）又は（2）に該当し、1)から5)の入居要件すべてを満たしている方となります。

○入居対象

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（以下「同居親族」という。）があり、かつ、次のいずれにも該当すること。
 - ① 同居親族が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）及び子どもであること。
 - ② 同居している子どもがいること。ただし、同居子どもがいない者で、母子健康手帳を有する同居親族がいる者を含む。
- (2) 寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で、現に扶養している母子家庭の母、及びこれに準ずる父子家庭の父であって、同居している子どもがいること。

○入居要件

- (1) 本村に住宅を所有していない方であって、自ら居住するため住宅を必要とするものであること。（村内に居住している方も可能）
- (2) 申込者及び同居親族が、現在お住まいの市町村税等（国民健康保険税、上下水道料金、保育料を含む。）を滞納していないこと。
- (3) 申込者及び同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。
- (4) 申込者又は同居親族が、戸沢村村営住宅又は戸沢村定住促進住宅に現に入居し、又は入居していた場合にあっては、未納の家賃又は損害賠償金のないこと。
- (5) 地域の一員として、真柄地区会や村の行事等へ協力し参加できること。

2 入居申込方法

入居申込書類については、次の必要書類により申し込んでください。

なお、申込様式は戸沢村役場建設水道課に準備しております。

また、戸沢村ホームページからダウンロードできます。

必要書類

- ① 子育て応援住宅入居申込書（様式第1号）
- ② 申込者及び同居親族全員の本籍地及び続柄が記載されている住民票の写し
- ③ 収入額を証する書類
（市町村発行の前年の所得証明、前年分の源泉徴収票の写し、確定申告書の写し、勤務先発行の前年の収入証明書（就職1年未満の場合）のうちいずれかの書類）
※ 申込者及び同居親族全員分（16歳以上、無職の方を含む）
- ④ 現在お住まいの納税証明書及び資産証明書 ※申込者及び同居親族全員分
- ⑤ 上下水道料金および保育料に滞納がないことを証明するもの
（村外からの転入者のみ）
- ⑥ 入居申込みに係る誓約書（様式第2号）
- ⑦ 申込者に婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類
- ⑧ 同居する子どもがいない場合は、母子健康手帳の写し

■申込先 戸沢村役場 建設水道課

■その他 郵送でも受け付けます。（書類不足の場合保留します。）

申込締め切り：随 時

【 申込みの宛先 】

〒999-6401 山形県最上郡戸沢村大字古口270

戸沢村役場 建設水道課 建設係

TEL：0233-72-2547

FAX：0233-72-2116

3 入居者の選考方法

- (1) 全戸数（15戸）を超えた申し込みがあった場合は、戸沢村条例及び規則の規定により、選考委員会において入居者を決定します。
- (2) 申込みが全戸数（15戸）を超えない場合は、入居を希望する住宅（棟・号）が他の申込者と重複しない場合、入居者として決定します。
但し、希望する住宅（棟・号）が複数となった場合は、抽選により入居者を決定します。
- (3) 入居決定者には、入居が決定した旨の通知をします。

4 入居の手続き

入居決定者は、入居決定の通知のあった日から **10 日以内**に、次の手続きをしなければなりません。(やむを得ない事情により 10 日以内に手続きができない場合は、申し出てください。)



- (1) 敷金（家賃の 3 月分）を納付すること
- (2) 次の要件を満たす連帯保証人の連署のある契約書により本村と契約を締結すること

【連帯保証人の要件】

- ・独立の生計を営んでいる方
- ・入居決定者と同程度以上の収入を有する方
- ・未成年でない方
- ・諸税等の滞納がない方

【契約書に添付する書類（連帯保証人に関するもの）】

- ・印鑑登録証明書
- ・住民票の写し
- ・源泉徴収票、所得証明書その他収入を証する書類
- ・納税証明書



上記の手続きが完了後、入居決定者は村から通知された「入居可能日」から **15 日以内**に入居しなければなりません。

(15 日以内に入居ができない場合は、申し出てください。)

(3) 入居決定の取消し

入居決定した場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、入居決定を取り消す場合があります。

- ① 入居の申込みに関する書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- ② 入居決定の通知のあった日から 10 日以内に入居の手続きを行わなかったとき
- ③ 正当な理由なく入居可能日から 15 日以内に入居しないとき

5 入居の期間

入居できる期間は、通知した入居可能日の翌月から **3 年以内**です。

ただし、入居者が一定の要件を満たす場合は、新たな定期契約（3 年）を締結することができます。（再契約することが可能です。）

6 家 賃

家賃は月額とし、その額は同居している 18 歳までの子どもの数に応じ、下表のとおりとなります。(家賃の額は毎年 4 月 1 日に決まります。)

※入居者及び同居親族の年齢は、その年度の 4 月 1 日現在の年齢

18 歳までの子どもがいない場合 (再契約の場合)	55,000 円
18 歳までの子どもがいないが母子健康手帳を有する場合	50,000 円
18 歳までの子どもが 1 人の場合	45,000 円
18 歳までの子どもが 2 人の場合	40,000 円
18 歳までの子どもが 3 人以上の場合	35,000 円

※街灯・融雪の共益費として別途費用が必要となります。

※地区会運営のため地区会費や、育成会 (子供会) 費等、別途費用が必要となります。

7 その他



(1) 住宅の駐車場

駐車場は、1 戸当たり 2 台分のスペースがあります。

利用する際は、村に使用申込みを行います。(料金は家賃に含まれます。)



(2) ペット飼育の禁止

犬、猫、鳥、魚類、爬虫類などのペットの飼育はできません。(住宅及び敷地内)

子育てするなら戸沢村

子育て支援事業（令和7年度）

番号	事業名	事業の詳細	所管課	
			課名	係名
1	子育て支援医療補助制度	高校生までの医療費を補助します。	健康福祉課	医療介護係
2	ブックスタート事業	3～4カ月健診の時に絵本を2冊プレゼントします。		健康推進係
3	ようこそ赤ちゃん応援メッセージ・ギフト事業	赤ちゃん訪問の際に、赤ちゃんとお母さんが使える災害時用品とメッセージカードをプレゼントします。		
4	不妊治療費補助事業	保険適用されない生殖補助医療費（先進医療分）を1夫婦あたり上限5万円の補助をします。また、保険適用にはなるが県の助成対象外となる一般不妊治療費（人工授精・タイミング法）についても1夫婦あたり上限5万円の補助を行います。		
5	産後健康診査補助事業	産後2週間、産後1か月の時期に行う健康診査に対して1回上限5,000円の補助を行います。		
6	産後ケア事業	産後1年未満の産婦さんとお子さんが対象で、体調や育児に不安等がある場合、助産師が訪問し相談や指導を受けることができます。また、助産師が開業している「授乳相談室」に行っても相談することもできます。1人2回まで無料です。（R7～宿泊型追加予定）		
7	子育て支援アプリ情報発信サービス（子育て応援アプリとざわっこ）	妊娠中の記録・乳幼児健診等の子どもの記録や、予防接種のスケジュール管理ができ、妊娠・子育てに関する情報や地域の子育て情報が適時に得られるスマートフォン向けアプリです。全戸配布している「戸沢村保健事業一覧」のQRコードからもダウンロードできます。		
8	妊婦のための支援給付金事業	妊娠届出時に申請すると5万円、出生届出時に申請するとお子さん1人につき5万円が支給になります。母子健康手帳交付時や、赤ちゃん訪問の際に保健師から説明します。		
9	マタニティセミナー	妊婦さんや産後1年未満の産婦さんとその家族を対象に助産師による講話および軽体操、管理栄養士考案レシピの試食会および栄養講話を行います。		
10	子育てサロン	妊娠中や産後、子育て中の方、それぞれに抱える悩みや不安に対して助産師や保健師が相談に応じたり、講師によるヨガ・アロマ体験・ベビーマッサージでリフレッシュするなど、保護者同士、子ども同士の交流もできる場です。月1回子育て支援センターで行っています。		
11	出生祝金支給事業	出生した際の祝金制度。第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円を支給します。		福祉係
12	幼児用補助装置購入助成事業	チャイルドシートを購入した際の費用の一部を助成します。助成額：上限を15,000円として、購入経費の3/4に相当する額（100円未満は切り捨て）。同一幼児につき1回限りの助成となります。		
13	子育て支援センターこさあーべ	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進を行っています。		
14	ICT支援員配置事業	教育環境の充実を図るため、村内義務教育学校のICT教育を支援する支援員を配置しています。	共育課	学校教育係
15	特別支援教育支援員配置事業	教育環境の充実を図るため、村内義務教育学校に特別支援教育支援員を配置し、きめ細やかな学習指導、生活指導を行っています。		
16	小学校入学祝い金	小学校・義務教育学校・特別支援学校等に入学した児童を対象にした祝い金制度（30,000円）を支給しています。		
17	小学校入学祝い図書	村内義務教育学校に入学した児童を対象にした絵本をプレゼントしています。		
18	英語検定受験助成金	年に1回英語検定受験料の助成を行っています。（中等部）		
19	中学校卒業祝い金	中学校・義務教育学校・特別支援学校等を卒業した生徒を対象にした祝い金制度（30,000円）を支給しています。		
20	学校給食無償化事業	村内の子育て世代を支援するため、義務教育機関の学校給食費を無償化します。		
21	放課後児童クラブ	児童が下校した後、仕事等で児童を保育できる保護者がいないご家庭を支援します。利用料金（月額）：利用日数9日までは1日当たり300円、10日以上は一律3,000円。兄弟姉妹が一緒に利用した場合は、2人目以降半額。		
22	保育料等の軽減	・3歳以上は無料 ・3歳未満は4階層まで無料。5階層は1/4を補助。（山形県保育料段階無償化事業） ・18歳以下の子どもが3人以上いる世帯のうち、第3子以降の子どもの保育料が無料 ・兄弟で同時入所した場合、2人目が半額 ・完全給食、主食副食は無償化		
23	管外保育施設等利用者負担軽減事業	8カ月未満児の保育等で村外の保育施設等を利用した際に、利用料の一部を補助します。		社会教育体育係
24	学校支援地域本部事業	小学校に支援本部を設け、安全指導や図書活動、体験学習等の地域コーディネーターを配置し、活動を支援しています。		
25	青少年健全育成事業（放課後子どもプラン）	放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を行っています。		
26	青少年健全育成事業（中井町との青少年交流事業）	村内誘致企業を仲立ちとし、平成2年から児童交流を目的に、ホームスティによる相互訪問で家族や物産の交流を行っています。		

様々な支援制度があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

出産・育児

子 育 て

就学・教育

健康福祉課 0233-72-2364 共 育 課 0233-72-3242